

建設業法の一部を改正する法律の施行に伴う
工事費内訳書の取扱いについて（お知らせ）

平成27年4月
角田市総務部財政課

平成26年6月4日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が一部改正され、平成27年4月1日より施行されました。このことに伴い、公共工事の入札参加者は入札の際に工事費内訳書を提出しなければならないこととなりました。

このため平成27年度より、建設工事の入札に係る工事費内訳書の提出について、次の通り取り扱いますので、入札参加の際には必ず提出するようお願いいたします。

1. 提出対象工事

競争入札により行う全ての工事（随意契約によるものは対象外）。

2. 実施時期

平成27年4月1日以降に発注する入札から適用。

3. 提出方法

1回目の入札時に、入札執行者の指示により工事費内訳書を提出すること。

4. 提出様式

用紙サイズはA4（縦・横自由）とし、その工事の設計書（金抜き）の項目に対応させて作成すること。

5. 工事費内訳書記載事項

ア. 提出年月日

イ. 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印（「代表者」には継続して委任を受けている支店長、営業所長等を含みます。）

ウ. 工事名及び工事場所

エ. 工事費の内訳（設計書（金抜き）の区分に従い記載して下さい。金額が一式計上でなくなるレベルまでの内訳書を当日持参して下さい。）

6. 注意事項

- ・内訳書の提出のない入札は無効とする。
- ・書類に不備のある場合は原則無効とする。
- ・入札書に記載する金額は、内訳書により積算された金額（税抜）とすること。ただし、入札書において1万円未満の端数処理を行うことは認められます。
- ・内訳書において一括値引き等で金額調整している場合の入札は無効とする。

7. その他

- ・一度提出された工事費内訳書は書替え（発注者の指示による修正等を除く）、差替え、撤回等はできません。